○外務省告示第百四十四号

アメリカ合衆国大統領一行の来日に際し、国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、次の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

平成二十六年四月二十一日

外務大臣　岸田　文雄

一　東京国際空港周辺地域

期間	平成二十六年四月二十三日午後五時から平成二十六年四月二十四日午前〇時まで及び平成二十六年四月二十五日午前七時から午後一時まで
区域	東京都大田区　羽田空港一丁目 羽田空港二丁目 羽田空港三丁目
	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。

二　ホテルオークラ別館周辺地域

期間	平成二十六年四月二十三日午後六時から平成二十六年四月二十五日午後〇時まで
区域	東京都港区　赤坂一丁目 虎ノ門二丁目 虎ノ門三丁目（一番から八番、十一番から十三番、十六番から十八番） 虎ノ門四丁目 虎ノ門五丁目 六本木一丁目
	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。

三　迎賓館周辺地域

期間	平成二十六年四月二十三日午後六時から平成二十六年四月二十五日午後〇時まで
区域	東京都千代田区　紀尾井町（四番から七番） 麹町六丁目 東京都港区　元赤坂一丁目 元赤坂二丁目 東京都新宿区　四谷一丁目 若葉一丁目（十番から二十四番） 若葉三丁目 南元町
	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間に接する交差点。ただし、元赤坂二丁目に接する国道二四六号線（青山通り）の部分を除く。

四　皇居周辺地域

期間	平成二十六年四月二十四日午前七時から午後十一時まで
区域	東京都千代田区　皇居外苑 丸の内一丁目（一番） 霞が関一丁目（一番）
	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。ただし、都道四〇三号線（永代通り）、国道一号線（日比谷通り）及び都道一四五号線（霞門から霞が関一丁目）を除く。

五　内閣総理大臣官邸周辺地域

期間	平成二十六年四月二十四日午前九時から午後四時まで
区域	東京都千代田区　霞が関三丁目 永田町一丁目（三番から七番） 永田町二丁目（一番から十三番、十六番、十七番及び二十番） 赤坂一丁目（一番から六番、八番及び九番） 東京都港区　赤坂二丁目（一番から十番） 赤坂三丁目（一番から八番） 虎ノ門二丁目（一番及び二番）
	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。

六　日本科学未来館周辺地域

期間	平成二十六年四月二十四日午前九時から午後七時まで
区域	東京都江東区　青海一丁目（一番） 青海二丁目 青海四丁目（一番、三番及び四番） 東京都品川区　東八潮（二番及び三番）
	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。ただし、首都高速道路湾岸線及び国道三五七号線（湾岸道路）を除く。

七　明治神宮周辺地域

期間	平成二十六年四月二十四日午前九時から午後七時まで
区域	東京都渋谷区　神宮前一丁目（十八番） 千駄ヶ谷三丁目（一番から十三番、五十番から六十三番） 千駄ヶ谷四丁目（一番から五番）